

(タクシー・レンタカー会社) 豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業 よくある質問

No.	質問	回答
1	参加申込の期限が8/21(水)までとなっておりますが、期限を過ぎた場合は、申し込みは一切できないのでしょうか。	一旦の募集期限として、8/21(水)の期限を設けておりますが、8/21(水)以降も随時受付を行っております。ただし、申込状況によっては新規の受付ができない場合もございますので、まずは事務局までご連絡ください。
2	参加登録後、販売を行う前に必要な手続はありますか。	助成を受けようとする旅行商品については、必ず事前申請が必要になります(※)。対象商品確認申請書(様式第4号)などの必要書類をご提出いただき、事務局の確認・承認を受けたくて販売をお願いいたします。その他販売時の要件等もございますので、マニュアル及び実施要項をご確認ください。
3	既存の旅行商品であっても、助成の対象となりますか。	既存の旅行商品であっても対象となりますが、Q2のとおり、必ず事前の申請及び事務局の確認・承認等の要件を満たしたうえで販売を行ってください。
4	既存予約は対象外とのことですが、既存のパンフレット商品に本事業の助成対象である旨等を追記し、販売した場合は、8/23(金)以降の予約された分については助成対象という認識でよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、既存のパンフレットにおいても事務局にて商品の事前チェックを行いますので、対象商品確認申請書(様式第4号)及び旅行内容のわかる書類をご提出いただき、事務局の確認・承認を受けたくて販売をお願いいたします。
5	対象商品確認申請書(様式第4号)は、いつ提出するのでしょうか。また、様式書類はどこから入手できますか。	対象商品確認申請書(様式第4号)は参加登録が決定したのちにご提出をお願いいたします。また、様式書類については、登録決定通知の際に合わせて、お送りいたします。
6	タクシー会社ですが、旅行業登録を受けており、貸切バスを利用した募集パンフレットを作成したいのですが、可能ですか。	貸切バスを利用した募集パンフレットを作成する場合は、旅行会社として本事業に参加申いただく必要がございます。また、タクシー会社として直接タクシー費用への助成をご希望の場合は、本事業にタクシー会社として参加申込みいただく必要がございます。今回の場合は、旅行会社及びタクシー会社両方の参加申込が必要となります。
7	実施要項9(1)ケについて、「本事業の対象であることを明示するとともに、①助成前後の価格、②助成金が助成対象商品の一部として、登録事業者に直接支払われること、③取消料は「助成前」の代金を算出基準とすることを明示すること。」とありますが、募集パンフレット等にすべて記載を必要とありますでしょうか。	9/4(水)に実施要項を下記の通り改訂いたしました。「助成対象商品の販売に当たっては、本事業の対象であること及び助成金が登録事業者に直接支払われることを明示するとともに、割引前後の価格を表示する場合は、「割引前」の代金を算出基準とすることを明示すること。」つきましては、募集パンフレット等に本事業の正式名称「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」及び助成金が利用者ではなく登録事業者に直接支払われることを必ず記載してください。また、割引前後の価格表示については、各事業者判断といたしますので、表示される場合は、必ず「取消料は「割引前」の代金を算出基準とすることを」を記載してください。
8	対象商品確認申請書(様式第4号)の(1)事業実施主体(自治体名)および(2)事業名は何を記入すればよいのでしょうか。	対象商品確認申請書(様式第4号)にも記載のとおり、本事業とは別の類似事業と併用する場合、併用しようとする事業を実施している自治体等の名称及び事業名(概要含む)をご記入ください。なお、類似事業との併用がない場合は、記入の必要はありません。
9	対象商品確認申請書(様式第4号)は旅行催行のいつまでに提出する必要がありますか。	旅行商品の申請数にもよりますが、不備等なければ1営業日で承認いたします。(土日祝・年末年始を除く)ただし、書類の不足・不備等の可能性がありますので、お早めにご提出をお願いいたします。
10	実施報告の際の提出書類で「入金確認ができる書類」は各個人ごとの請求書や領収証が必要なのでしょうか。	利用者全ての入金が確認できれば、一覧表の提出でも問題ございません。ただし、各個人ごとの請求書や領収証は証拠書類となりますので、助成金の交付を受けた年度の翌年度(令和7年度)から5年間(令和11年度まで)の保管をお願いいたします。
11	助成金上限額(販売枠)の追加をお願いしたいのですが、手続き方法を教えてください。	販売枠の追加の可否について、予算の執行状況等を踏まえて検討が必要になりますので、まずは事務局までご連絡ください。

※ レンタカー会社については、対象商品確認申請書(様式第4号)の提出による事前申請手続を省略することが可能です。

(タクシー・レンタカー会社) 豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業 その他質問

No.	質問	回答
1	夏目友人帳タクシープランは助成の対象となりますでしょうか。	あらかじめ行程および料金が決まっており、豪雨被災地域内の目的地が3カ所以上設定され、助成要件を満たしていれば、助成の対象となります。
2	人吉を周遊するタクシープラン(ロンドンタクシー)は助成対象となりますでしょうか。	質問No.1の回答のとおり、助成要件を満たしていれば、助成の対象となります。
3	利用確認書兼宿泊証明書(様式第7号の2)において、同行者名および居住地には個人情報のため、利用者から記入を拒否された場合はどのようにすればよいのでしょうか。	利用確認書兼宿泊証明書(様式第7号の2)の住所や同行者名は、1つの利用(予約)に対して、助成金が重複して申請されていないかを確認するために記載を求めているものになります。このため、住所及び同行者名も、漏れなく記載されていることを必ず確認のうえご提出をお願いいたします。